

阿見町ファミリー・サポート・センター会則

(位置付け)

第1 この会則は、阿見町ファミリー・サポート・センター事業を円滑に行うことができるようにするため、阿見町ファミリー・サポート・センター(以下「センター」といいます。)と利用会員と協力会員との間での取決めや、あらかじめ知っておくべきことについて定めるものです。

(相互援助活動)

第2 阿見町ファミリー・サポート・センター事業とは、保育や育児の経験がある協力会員が、利用会員の子どもを預かるなどの相互援助活動を行い、安心して子どもを生み育てることのできる環境づくりを推進するものです。

2 相互援助活動の対象になる子どもは、乳幼児(首の座っていない乳児は対象外です。)及び小学校に通う年齢の児童とします。

3 相互援助活動の内容は、次に掲げるものとします。

(1) 保育施設の保育開始前や保育終了後の子どもの預かり

(2) 保育施設までの送迎

(3) 放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり

(4) 学校の放課後の子どもの預かり

(5) 次に掲げる場合における子どもの預かり

ア 冠婚葬祭や他の子どもの学校行事がある場合

イ 病気等により通院する場合

ウ その他相応の理由により外出する場合

(6) 軽度の病気で学校、保育施設等に通えない子どもの世話(症状が安定している場合に限りです。)

(7) 産前・産後の家事援助や乳幼児の世話

(8) その他、利用会員と協力会員の間で行う相互援助活動としてふさわしいサービス

4 次に掲げる活動は、行ってはなりません。

(1) 宿泊を伴う子どもの預かり

(2) 病児の預かり

(3) 預かった子どもを自家用車、自転車等に乗せて移動すること。ただし、公共交通機関で移動することは構いません。

(4) 利用会員と同居する家族が感染症にかかっているときの利用会員宅での子どもの預かり

(5) 協力会員と同居する家族が感染症にかかっているときの協力会員宅での子どもの預かり

(6) 利用会員と協力会員とが事前打ち合わせを行わないままでの子どもの預かり。

(センター)

第3 センターは、阿見町総合保健福祉会館(さわやかセンター)内に置かれます。

2 センターは、次の業務を行います。

- (1) 利用会員及び協力会員の募集，登録その他の会員組織業務
- (2) 相互援助活動の調整等
- (3) 利用会員及び協力会員に対して相互援助活動に必要な知識を付与する講習会の開催
- (4) 利用会員・協力会員間の交流を深め，情報交換の場を提供するための交流会の開催
- (5) 保育所，児童館，地域子育て支援センター等の子育て支援関連施設や子育て支援関連事業との連絡調整
- (6) センターの事業内容の周知及び啓発

3 これら業務のうち、「相互援助活動の調整等」を行うため，センターにアドバイザーが置かれます。なお，アドバイザーの業務には，事業において事故が発生した場合に，円滑な解決に向け，利用会員と協力会員との間の連絡等を行うことなどが含まれます。

4 センターが業務を行う日は，土曜日・日曜日・祝祭日以外の平日になります。また，年末年始(12月28日から翌年の1月5日まで)は，センターは休みになります。

5 センターが業務を行う時間は，午前9時から午後5時までです。ただし，緊急時の対応については，午前7時から午後9時まで行います。

(利用会員)

第4 利用会員は，次に掲げる要件に該当していなければなりません。

- (1) 町内に住所を有すること。
 - (2) 子どもを養育し，かつその子どもと同居する者又は妊産婦であること。
- 2 利用会員になるためには，「阿見町ファミリー・サポート・センター入会申込書(利用会員用)」をセンターに提出しなければなりません。
- 3 センターで申込書の内容を確認し，入会が認められたときは，申込者に会員証を発行します。
- 4 利用会員は，協力会員を兼ねることができます。ただし，協力会員としての申込みをしなければなりません。

(協力会員)

第5 協力会員は，次に掲げる要件に該当していなければなりません。

- (1) 町内に住所を有すること。
- (2) 年齢が20歳以上75歳以下であること。
- (3) 保育に関する知識及び経験か育児の経験があり，心身ともに健康で積極的に相互活

動を行うことができること。

- 2 協力会員になるためには、「阿見町ファミリー・サポート・センター入会申込書(協力会員用)」をセンターに提出しなければなりません。また、センターが実施する講習会を修了しなければなりません。
- 3 センターで申込書の内容を確認し、要件を満たしていることが確認できたときは、講習会の案内を行います。この講習会を修了した後、入会を認めて、申込者に会員証を発行します。

(更新及び変更)

- 第6 利用会員及び協力会員は、毎年3月31日までに「阿見町ファミリー・サポート・センター更新届出書」をセンターに提出しなければなりません。
- 2 利用会員及び協力会員は、登録内容に変更があったときは、「阿見町ファミリー・サポート・センター登録内容変更届出書」をセンターに提出しなければなりません。

(会員の義務)

- 第7 利用会員及び協力会員は、相互援助活動によって知り得た利用会員や協力会員本人及びその家族の個人情報その他の秘密を他に漏らしてはなりません。センターを退会した後も、同様とします。
- 2 利用会員及び協力会員は、相互援助活動において、政治活動、宗教活動、営利活動等を行ってはなりません。
- 3 利用会員及び協力会員は、連絡なしに相互援助活動の予定を取り消したり、安易に相互援助活動の利用時間を延長したりするなど、センターの信頼性を損なう行為をしてはなりません。

(退会)

- 第8 利用会員及び協力会員は、センターの退会を希望するときは、「阿見町ファミリー・サポート・センター退会届出書」をセンターに提出しなければなりません。このとき、会員証をセンターに返還しなければなりません。
- 2 センターは、退会届出書が提出されないときでも、次に掲げる場合は、利用会員又は協力会員を退会させることができます。このとき、退会させられた利用会員又は協力会員は、会員証をセンターに返還しなければなりません。
 - (1) 利用会員又は協力会員がその要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 期限までに更新届出書の提出がなかったとき。
 - (3) 登録内容に変更があったのに変更届出書を提出しなかったとき。
 - (4) 第7に定める事項に違反したとき。

(相互援助活動の申込み)

第9 利用会員は、相互援助活動による援助を受けようとするときは、利用の5日前まで(センターが休みの場合は、その直前の業務日まで)にセンターに電話で、又は来所して申込みをしなければなりません。

- 2 センターは、相互援助活動の内容、日時等を利用会員から確認して、協力会員との調整をします。調整後、センターは、その結果について利用会員に連絡します。
- 3 アドバイザーは、原則として相互援助活動の開始前に、利用会員及び協力会員と面談による打合せを行い、相互援助活動の内容について十分な協議を行います。

(預かり人数)

第10 一回に預かることのできる子どもの人数は、協力会員1人につき1人とします。ただし、協力会員の経験、子どもの年齢等を考慮し、相互援助活動を安全に実施できると認められるときに限り、協力会員は、利用会員から同時に複数の子どもを預かることができます。この場合において、協力会員は、小学校に通学する年齢の児童にあつては3人、学齢未満の児童にあつては2人まで預かることができます。

- 2 協力会員は、その経験や子どもの年齢等を考慮して、安全面に十分配慮して相互援助活動を実施しなければなりません。また、利用会員も、それらのことを考慮し、安全面に十分配慮して、相互援助活動の内容を決めなければなりません。

(相互援助活動の場所)

第11 相互援助活動の場所は、協力会員の自宅とします。ただし、利用会員と協力会員との間で合意がある場合は、この限りではありません。

(相互援助活動の日時)

第12 相互援助活動の時間は、午前7時から午後9時までです。また、年末年始(12月28日から翌年1月5日まで)は休みになります。ただし、利用会員と協力会員の合意があれば、この限りではありません。

- 2 利用時間については、相互援助活動を始める前に、利用会員と協力会員とがあらかじめ協議して、決めておかなければなりません。

(相互援助活動の利用料金)

第13 利用会員は、相互援助活動が終了した後、速やかに、協力会員に対して、当該協力会員が預かった子どもの人数に応じて、別表により算出した利用料金を支払わなければなりません。

- 2 交通費及び食事代(おやつ代、ミルク代等を含みます。)、おむつ代その他の相互援助活動を行うに当たって必要となる費用の実費は、利用会員が負担するものとします。

(相互援助活動の報告及び活動報酬)

- 第 14 協力会員は、相互援助活動を実施したときは、活動報告書に相互援助活動の内容を記入し、利用会員の確認を受けなければなりません。
- 2 協力会員は、一月分の活動報告書、個人集計表及び領収書を取りまとめて、活動月の翌月 5 日までにセンターへ提出しなければなりません。
 - 3 センターは、活動報告書、個人集計表及び領収書を受領したときは、活動月の翌月 20 日に、協力会員に対し、阿見町ファミリー・サポート・センター事業実施要綱に定める活動報酬を支払うものとします。

(相互援助活動の利用の取消し)

- 第 15 利用会員は、相互援助活動の利用を取り消そうとするときは、予定日の前日(その日にセンターが休みの場合は、その直前の業務日)の午後 5 時までにセンターに申し出なければなりません。
- 2 取消しの申出が予定日の前日の午後 5 時以降になったり、申出なしに相互援助活動の利用を取り消したりした場合は、利用会員は、協力会員に 800 円の取消料を支払わなければなりません。ただし、センターにおいてやむを得ないと認める事情がある場合は除きます。
 - 3 協力会員は、相互援助活動の提供を取り消そうとするときは、予定日の前日(その日にセンターが休みの場合は、その直前の業務日)の午後 5 時までにセンターに申し出なければなりません。
 - 4 事故、体調不良その他のやむを得ない理由により、予定日の前日の午後 5 時以降に相互援助活動の提供を取り消す必要がある場合は、協力会員は、直ちにセンターに申し出なければなりません。このとき、利用会員は、相互援助活動の提供を受けることができなくなったことで損害があったとしても、協力会員にその請求をすることはできません。

(保険の加入)

- 第 16 協力会員は、相互援助活動における事故に備え、補償保険に加入しなければなりません。
- 2 センターは、補償保険の加入に関わる手続を行わなければなりません。また、保険料はセンターが負担します。
 - 3 利用会員及び協力会員は、補償保険の適用範囲内の事故による損害については、その賠償責任範囲を超えて請求を行うことはできません。
 - 4 補償保険の適用外の事故による損害については、利用会員と協力会員との間において解決しなければなりません。

(その他)

第 17 台風，暴風雨，積雪など天候が著しく悪い時は，安全上の理由から活動を中止することがあります。

2 利用会員及び協力会員は，活動中に問題が発生した場合は，速やかにセンターに連絡しなければなりません。

附 則

この会則は，平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日改正）

この会則は，改正の日から施行する。

別表

区 分	基本料	延長料
子ども 1 人目	1 時間当たり 400 円	30 分当たり 200 円
子ども 2 人目	1 時間当たり 300 円	30 分当たり 150 円
子ども 3 人目	1 時間当たり 300 円	30 分当たり 150 円

備考

- 1 利用料金の算定の時間数については、利用会員と協力会員が決めた相互援助活動の開始時刻から終了時刻までとします。ただし、利用会員がやむを得ない理由によって相互援助活動を延長したときは、相互援助活動の終了時刻までとします。
- 2 基本料の算定に当たって、利用時間が 1 時間未満のときは、1 時間の利用があったものとして利用料金を算定します。
- 3 延長料の算定に当たって、利用時間が 30 分未満であったときは、30 分の利用があったものとして利用料金を算定します。